

大分県報

令和六年
第四九六号
三月二十九日

(金曜日)

目次

告示

- 大分県医療計画の変更……………
青少年に有害な興行の指定……………
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………
知事管理漁獲可能量の設定……………
道路区域の変更……………
洪水浸水想定区域等の公表……………
都市計画事業の事業計画の認可……………
雑報……………
公営住宅等の管理代行(四件)……………

○告示

大分県告示第七十八号
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六の規定により、大分県医療計画を変更したので、同法第三十条の四第十八項の規定により、その内容を次のとおり告示する。
(「次のとおり」は、省略し、変更後の大分県医療計画は、大分県福祉保健部医療政策課、各保健所(部)、大分県情報センター(県庁舎本館一階)及び各地区情報コーナー(東部振興局、南部振興局、豊肥振興局、西部振興局、北部振興局、豊後高田土木事務所、別府土木事務所、臼杵土木事務所、豊後大野土木事務所、玖珠土木事務所及び中津土木事務所)に備え置いて、一般の縦覧に供する。)
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和六年三月二十九日

大分県告示第七十九号
次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令六・三・八	映画	濡れる美人妻 ハメられた女	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	変態ぞうさん 私の桃色指導	オーピー映画	〃

大分県告示第八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、国東市長松井督治からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	吉原池地区	令六・三・二九から 令六・四・一八まで	国東市役所

大分県告示第八十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第十六条第一項の規定

大分県報(告示)

により、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和六管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和六管理年度(令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間をいう。)における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ(小型魚)

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県くろまぐろ(小型魚) 漁業区分	三・八トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 三・八トン
第二 くろまぐろ(大型魚)

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県くろまぐろ(大型魚) 漁業区分	六・四トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 六・四トン
第三 するめいか

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県するめいか漁業区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

大分県告示第百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和六年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
杵線 県道川登白	白杵市大字中尾字コウシンヅカ一四 二六番一地内	前	メートル 三一・四 〃一三・六	メートル 二四・〇
	白杵市大字中尾字コウシンヅカ一四 二六番四地内	後	九・二 〃八・八	二四・〇

大分県告示第百八十三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定により当該区域等を次のとおり公表する。
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

水系名	河川名	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	備 考
二級河川桂川	桂川 御玉川 都甲川 長岩屋川 内山川 丸山川 露川 小崎川	別図のとおり	「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び豊後高田土木事務所において閲覧に供する。

二級河川富来川	富来川	別図のとおり	「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課及び国東土木事務所において閲覧に供する。	二級河川天村川	天村川	別図のとおり	
二級河川堅来川	堅来川	別図のとおり		二級河川大海田川	大海田川	別図のとおり	
二級河川深江川	深江川	別図のとおり		二級河川安岐川	安岐川	別図のとおり	
二級河川来浦川	来浦川	別図のとおり		二級河川小城川	小城川	別図のとおり	
二級河川向田川	向田川	別図のとおり		二級河川寄藻川	寄藻川	別図のとおり	
二級河川岐部川	岐部川	別図のとおり		二級河川見目川	見目川	別図のとおり	
二級河川須川	須川	別図のとおり		二級河川明野川	明野川	別図のとおり	
二級河川榑来川	榑来川	別図のとおり		二級河川八幡川	八幡川	別図のとおり	
二級河川伊美川	伊美川	別図のとおり		二級河川竹田川	竹田川	別図のとおり	
二級河川竹田津川	竹田津川	別図のとおり		二級河川羽根川	羽根川	別図のとおり	
二級河川寄藻川	寄藻川	別図のとおり		二級河川堅来川	堅来川	別図のとおり	
二級河川見目川	見目川	別図のとおり		二級河川北川	北川	別図のとおり	
二級河川八幡川	八幡川	別図のとおり		二級河川白野川	白野川	別図のとおり	
二級河川竹田川	竹田川	別図のとおり		二級河川真玉川	真玉川	別図のとおり	
二級河川羽根川	羽根川	別図のとおり		二級河川赤坂川	赤坂川	別図のとおり	
二級河川堅来川	堅来川	別図のとおり		二級河川近広川	近広川	別図のとおり	
二級河川北川	北川	別図のとおり	二級河川広瀬川	広瀬川	別図のとおり		
二級河川白野川	白野川	別図のとおり	二級河川石部川	石部川	別図のとおり		
二級河川真玉川	真玉川	別図のとおり	二級河川高宇田川	高宇田川	別図のとおり		
二級河川赤坂川	赤坂川	別図のとおり					
二級河川近広川	近広川	別図のとおり					
二級河川広瀬川	広瀬川	別図のとおり					
二級河川石部川	石部川	別図のとおり					
二級河川高宇田川	高宇田川	別図のとおり					

令和六年三月二十九日

大分県報(告示)

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による中津都市計画道路事業の事業計画の認可の告示が令和六年二月二十九日付け九州地方整備局告示第二十一号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称
令和六年九州地方整備局告示第二十一号中津都市計画道路事業
三・四・四号 外馬場錆矢堂線
- 二 施行者の名称
大分県
- 三 事務所の所在地
主たる事務所 大分県土木建築部道路保全課 大分市大手町三丁目一番一号
従たる事務所 大分県中津土木事務所 中津市中央町一丁目五番十六号
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
大分県中津市大字下池永字京ノ津、字横園、字藪手、字左矢ノ下、字京塚、字錆矢堂、字松木園、字大道端、字上野及び字一丁畑並びに大字合馬字西ノ前及び字土屋敷
 - 2 使用の部分
なし

雑 報

大分県住宅供給公社理事長山本修司から、佐伯市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年三月二十九日

大分県住宅供給公社理事長 山 本 修 司

- 一 佐伯市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
大分県住宅供給公社
- 二 佐伯市に代わって管理を行う公営住宅等の名称
佐伯市営住宅条例（平成十七年佐伯市条例第三百三十一号）別表に規定する公営住宅等
佐伯市に代わって行う公営住宅等の管理の内容
- 三 佐伯市に代わって行う公営住宅等の管理の内容
1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）
2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務
- 四 佐伯市に代わって公営住宅等の管理を行う期間
令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長山本修司から、竹田市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年三月二十九日

大分県住宅供給公社理事長 山 本 修 司

- 一 竹田市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
大分県住宅供給公社
- 二 竹田市に代わって管理を行う公営住宅等の名称
竹田市営住宅条例（平成十七年竹田市条例第二百三十九号）別表に規定する公営住宅等
竹田市に代わって行う公営住宅等の管理の内容
- 三 竹田市に代わって行う公営住宅等の管理の内容
1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）
2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務
- 四 竹田市に代わって公営住宅等の管理を行う期間
令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長山本修司から、中津市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年三月二十九日

大分県住宅供給公社理事長 山本 修司

一 中津市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
大分県住宅供給公社

二 中津市に代わって管理を行う公営住宅等の名称

中津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年中津市条例第三十四号）別表第一に規定する公営住宅等（改良住宅及びその他住宅は除く。）

三 中津市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 中津市に代わって公営住宅等の管理を行う期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

大分県住宅供給公社理事長山本修司から、豊後大野市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年三月二十九日

大分県住宅供給公社理事長 山本 修司

一 豊後大野市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

大分県住宅供給公社

二 豊後大野市に代わって管理を行う公営住宅等の名称

豊後大野市営住宅条例（平成十九年豊後大野市条例第十七号）別表に規定する公営住宅

等

三 豊後大野市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 豊後大野市に代わって公営住宅等の管理を行う期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで